訪問介護契約書

椿グループ
TSUBAKI GROUP

「指定訪問介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の県の指定を受けています。（熊本県　4370200760 号）

当事業所は、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

※　当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。但し、要介護認定を受けていない方でサービスの利用は可能です。

１．事業者

(1)　法　人　名　　株式会社　　住　　心
(2)　法人所在地　　八代海士江町３３４０－５
(3)　電話番号　　０９６５－３５－８２７７
(4)　代表者氏名　　山下　佑介
(5)　創立年月日　　平成 3 年 3 月 29 日

２．事業所の概要

(1) 事業所の種類　指定訪問介護事業所　平成 13 年 5 月 9 日指定　熊本県 4370200760 号
(2) 事業所の目的　指定訪問介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、居宅において、その有する能力に応じ可能な限り、自立した日常生活を営む事が出来る様、支援する事を目的として、サービスを提供します。
(3) 事業所の名称　　ヘルパーステーション　椿
(4) 事業所の所在地　　八代市海士江町３３４０－５
(5) 電 話 番 号　　０９６５－３４－５３１１
(6) 管 理 者 氏 名　　山下　佑介

(7)　当事業所の運営方針

①　要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、ご契約者の状態に応じて適切に行います。

②　事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力

に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

③　本事業の提供に当たっては、ご契約者の意思及び人格を尊重して懇切丁寧に行うことを旨とし、ご契約者又はその家族に対して、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。

④　本事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。

⑤　主治医又は協力医療機関といつでも連携を取れる状態に努めるものとします。

⑥　本事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・福祉サービスとの密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(8)　開設年月日　　平成 13 年 5 月 9 日

(9)　通常の実施地域　八代市

(10) 営業日及び営業時間

営　業　日	年　中　無　休
営　業　時　間	６：００　～　２２：００

３．職員の体制

当事業者では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配慮しています。

<主な職員の配慮状態>　　（職員の配慮については、指定基準を遵守しています。）

職　　種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務内容
１．管理者	1	0	1	１名	事業者の従事者の管理及び業務の管理を行う。
２．サービス提供責任者	2		1.5	１名	事業者に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護契約者又は家族に対しサービス内容の説明を行う。
３．介護福祉士	9	0	4.5		
基礎研修、実務者研修	3	1	2		
ヘルパー1 級	1	0	0.5		
初任者研修課程修了者	1	0	0.5		
ヘルパー2 級	0	3	1.5		
訪問介護員計	16	4	10.5	2.5 名	

※　常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

４．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家族に訪問し、サービスを提供します。

事業所が提供するサービスについて（1）利用料金が介護保険から給付される場合。 （2）利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1)介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割又は 8 割・７割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要と利用料金>

・身体介護 ――― 入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

・生活援助 ――― 調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活活上のお世話をします。

☆　ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

①　身体介護

入浴介助・・・入浴の解除又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

生活介助・・・排せつの介助、おむつ交換を行います。

食事介助・・・食事の介助を行います。

体位変換・・・体位の変換を行います。

通院介助・・・通院の介助を行います。

②　生活援助

調　理・・・ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

洗　濯・・・ご契約者の依頼等の洗濯を行います。（ご家族分の選択は行いません。）

掃　除・・・ご契約者の居室の掃除を行います。（それ以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

買い物・・・ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

<利用料金>

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での利用料金は次の通りです。

※下記の数値は１割負担の方の数値となります。

	サービスに要する時間	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 (30 分増す毎に加算)
身体介護	１．利用料金	1,630 円	2,440 円	3,870 円	5,670 円	※ 820 円
	２．うち、介護保険から給付される金額	1,467 円	2,196 円	3,483 円	5,103 円	※ 円
	３．サービス利用に係る自己負担（１－２）	163 円	244 円	387 円	567 円	※ 円
	サービスに要する時間			20 分以上 45 分未満	45 分以上	(25 分増す毎に加算)
生活援助	４．利用金			1,790 円	2,200 円	※ 650 円
	５.うち、介護保険から給付される金額			1,611 円	1,980 円	※ 円
	６.サービス利用に係る自己負担（４－５）			179 円	220 円	※ 円

【初回加算】新規の利用者に対してサービス提供責任者が特に労力のかかる初回時及び緊急時の対応に対し⇒２００円(サービス開始月１回のみ)

【緊急時訪問加算】緊急時に訪問介護員が訪問した場合 ⇒　１００円/回

【同一建物減算】１０％減算

【特定事業所加算Ⅰ】２０％加算。

【介護職員等処遇改善加算】⇒介護職員等処遇改善加算（２４．５％）

※介護職員等処遇改善加算は令和６年６月より適用となります。

※上記の基本単位数に該当加算分を乗じた分を算定単位数とします。

☆　※印の欄は、厚生大臣の定める介護報酬告示上の金額とします。

☆　「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的時間です。

☆　上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆　自己負担額は、所得によって減額措置が行われます。取り扱いについては、当事業所で確認をします。

☆　平常の時間帯(午前８時から午後６時)以外の時間帯でサービスを行う場合には次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば介護保険給付の対象となります。

・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%

・早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）： 25%

・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆　2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の料金の 2 倍の料金をいただきます。

＊2 人で訪問介護を行う場合＊

・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴力行為などが見られる方へのサービスを行う場合

☆　ご契約者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険からから払い戻されます。（償還払い）また、居宅サービス計画が策定をされていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆　介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2)　介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①　介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限定額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の金額がご契約者の負担となります。

サービスに要する時間	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 （30 分増す毎に加算）
身　体　介　護	１．６３０円	２，４４０円	３，８７０円	５，６７０円	８２０円

サービスに要する時間			20 分以上 45 分未満	45 分以上	(25 分増す毎に加算)
生　活　援　助		―――	１，７９０円	２，２００円	※　６５０円

☆　※印の欄は、厚生大臣の定める介護報酬告示上の金額とします。

☆　平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

・　夜間（午後６時から午後１０時まで）：２５％

・　早朝（午前６時から午前８時まで）：２５％

・　深夜（午後１０時から午前６時まで）：５０％

②　　通常の事業の実施地域以外を訪問する場合の交通費

☆　通常の事業の実施地域を超えた地点から路程１キロメートル当たり 20 円実費としてご契約者の負担となります。

③　その他のサービス

※現在のところ当事業所では実施しておりません。

※利用料及び交通費の徴収に際しては、ご契約者に対する事前説明を行い、文書による同意を得ることとします。

（3）　利用料金のお支払い方法

ご利用料金につきましては、毎月１ヶ月ごとに計算し、ご請求いたします。毎月 15 日に甲の指定する口座より、引き落としするものとする。

５．サービスの利用に関する留意事項

(1)サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2)訪問介護員の交替

①　ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②　事業所からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替させることがあります。

訪問介護員を交替させる場合には、ご契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3)サービス実施時の留意事項

①　定められた業務以外の業務依頼の禁止

ご契約者は「４．当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②　訪問介護サービスの実施に関する指示、命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

③　備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気等を含む。）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただ

きます。

（4)サービス内容の変更
サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5)訪問介護員の禁止事項
訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為または医療補助行為
② ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
④ 利用者宅においての飲酒及び喫煙
⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

６ 緊急時対応について

① サービス提供中における緊急時の対応
サービス提供時間中に利用者に病状の急変が生じた場合、速やかに主治の医師へ連絡、御家族へ連絡を行なう等の必要な措置をとります。
② サービス提供時間外における緊急時の対応
サービス提供時間外に利用者の病状の急変が生じた場合、上記①内容と同様、必要な措置を取ります。また、緊急時の連絡先は事業所又は管理者まで御連絡下さい。（ヘルパーステーション椿 0965-34-5311　管理者携帯 080-1545-9043　管理者携帯は２４時間対応可能です。）

７　苦情の受け付けについて

（1）　苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けています。

○　苦情受付場所　八代市海士江町 3340-5
　ヘルパーステーション　椿　事務所

○　電　話　（0965）34-5311

○　苦情受付窓口の担当者　　管　理　者　山下　佑介

○　受　付　時　間　　月～金曜日　午前９時～午後５時

（2）　行政機関その他苦情受付機関

八代市健康福祉部 介護保険課	所在地：八代市松江城町１－２５　八代市市役所内 TEL：0965-32-1175　　FAX：0965-32-8944 受付時間：午前　８：００　～　午後　５；１５
熊本県国民健康保険 団体連合会	所在地：熊本県健軍２丁目４－１０　熊本県町村自治会館内 TEL：096-214-1101　　FAX：096-214-1105 受付時間：午前　８：３０　～　午後　５：００

令和　　年　　月　　日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事　業　者　　ヘルパーステーション　椿

説　明　者　　職 員 氏 名　山下　佑介

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

ご契約者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　ご契約者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

ご家族住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ご家族氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿印（続柄）＿＿＿

訪問介護サービス利用契約書

甲（契約者）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

己（事業者）ヘルパーステーション　椿

第１条（契約の目的）

１　乙は、介護保険法令の趣旨にしたがい、甲がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、第４条及び第５条に定める訪問介護サービスを提供します。

２　乙が、甲に対して実施する訪問介護サービス内容、利用日、利用時間、契約期間、費用等の事項（　以下「訪問介護計画」という。）は別紙『サービス利用票等』に定めるものとします。

第２条（契約期間）

１　本契約の有効期間は、契約締結の日から 12 ヵ月間とします。
担し、契約期間満了の２日前までに甲から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に６ヵ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

２　契約満了日の２日前までに甲から乙に対して文書により契約終了の申し出がない場合には、契約は更新されたものとします。

第３条（訪問介護計画の決定・変更）

１　乙は、甲に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って甲の訪問介護計画を作成するものとします。

２　乙は、甲に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、訪問介護計画の作成を行います。その場合に、乙は甲に対して居宅介護支援事業所を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行なうものとします。

３　乙は、訪問介護計画について、甲及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。

４　乙は、甲に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは甲及びその家族等の要請に応じて、訪問介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、訪問介護計画の変更の必要があると認められた場合には、甲及びその家族等と協議して、訪問介護計画を変更するものとします。

５　乙は、訪問介護計画を変更した場合には、甲に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第４条（介護保険給付対象サービス）

乙は、介護保険給付対象サービスとして、甲の居宅に訪問介護員を派遣し、甲に対して入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助その他日常生活上の世話を提供するものとします。

第５条（介護保険給付対象外のサービス）

１　乙は甲との合意により、介護保険給付外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスを提供するものとします。
但し、その利用料金は甲が負担するものとします。

２　乙は、前項で定めるサービスの提供について、必要に応じて甲の家族等に対しても分かりやすく説明するものとします。

第６条（訪問介護員の交替等）

１　本契約において「訪問介護員」とは、所定の研修を受けたうえで訪問介護サービス事業に従事し、身体・生活援助及び相談助言等を行なう専門職員をいうものとします。

２　本契約において「サービス従事者」とは訪問介護員、保健婦、看護師、ソーシャルワーカー等、乙が訪問介護サービスを提供するために使用する者をいうものとします。

３　甲は、選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、乙に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

４　乙は、訪問介護員の交替により、甲及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

第７条（サービスの実施）

１　甲は第４条及び第５条で定められるサービス以外の業務を乙に依頼することはできません。

２　訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて乙が行ないます。但し乙は訪問介護サービスの実施にあたって甲の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

３　甲は、訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

第８条（運営規程の遵守）

１　乙は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配慮して、甲に対して、本契約に基づくサービスを提供するものとします。

２　本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、乙、甲ともに

遵守するものとし、乙がこれを変更する場合には、甲に対して事前に説明することとします。

3　甲は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第９条（サービス利用料金の支払い）

1　甲は、第４条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：定められた自己負担割合に応じた額）を乙に支払うものとします。

但し、甲が未だ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。［償還払い］

2　第５条第１項及び第２項に定めるサービスについては、甲は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を乙に支払うものとします。

3　前２項の他、甲は、通常の事業の実施地域を超えた地点から路程 1 キロメートル当たり 20 円を乙に支払うものとします。

4　サービス利用料金は１ヵ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに支払うものとします。

5　１ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第１０条（利用の中止、変更、追加）

1　甲は、利用期日前において、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の２日前までに乙に申し出るよう務めるものとします。

2　甲が、利用期日の前日もしくは当日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を乙にお払いいただく場合があります。但し、甲の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

3　乙は、第１項に基づく甲からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼動状況により甲の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を甲に提示して協議するものとします。

第１１条（サービス内容の変更）

1　乙は、サービス利用当日、甲の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。

2　前項の場合に、乙は、所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

第１２条（利用料金の変更）

１　第９条第１項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があつた場合、乙は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

２　第９条第２項に定めるサービス利用金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、乙は、甲に対して事前の説明をしたうえで当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。

３　甲は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

第１３条（事業者及びサービス従事者の義務）

１　乙及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって甲の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮するものとします。

２　乙は、サービス実施日において、訪問介護員により甲の体調・健康状態等の必要な事項について甲又はその家族等から聴取・確認したうえで訪問介護サービスを実施するものとします。

３　乙は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

４　乙は、甲に対する訪問介護サービスの実施について記録を作成し、それを２年間保管し、甲又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

第１４条（守秘義務等）

１　乙、サービス従事者又は従業員は、訪問介護サービスを提供するうえで知り得た甲及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

２　乙は、甲の緊急の医療上の必要性がある場合には医療機関等に甲に関する心身等の情報を提供できるものとします。

３　前２項にかかわらず、甲にかかる他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その事情が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、甲又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第１５条（訪問介護員の禁止行為）

訪問介護員は、甲に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

一　医療行為又は医療補助行為

二　甲もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
三　甲の家族等に対する訪問介護サービスの提供
四　利用者宅においての飲酒及び喫煙
五　甲もしくはその家族等に対して行う宗教活動、営利活動
六　その他甲もしくはその家族等に行う迷惑行為

第１６条（損害賠償責任）
１　乙は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により甲に生じた損害について賠償する責任を負います。第１４条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、甲にも故意又は重大な過失が認められる場合には、乙の損害賠償責任を減じることができるものとします。
２　乙は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第１７条（損害賠償がなされない場合）
甲は、以下の各号に該当する場合には、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
一　甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して賠償が発生した場合
二　甲が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
三　甲の急激な体調の変化等、乙が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
四　甲が、乙及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第１８条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）
１　乙は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すきからざる事由により訪問介護サービスの実施ができなくなった場合には、甲に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
２　前項の場合に、乙は、甲に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、１ヶ月に満たない期間のサ-ビス利用料金の支払いについては、第９条第５項の規程を準用します。
第１９条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
１　甲は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い乙が提供するサービスを利用することができるものとします。
一　甲が死亡した場合

二　要介護認定により甲の心身の状況が自立と判定された場合
三　乙が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
四　乙が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
五　第２０条から第２２条に基づき本契約が解約又は解除された場合
２　乙は、前項第１号を除く各号により本契約が終了する場合には、甲の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第２０条（契約者からの中途解約等）
１　甲は、本契約の有効期間中、本家約を解約することができます。この場合には、甲は契約終了を希望する日の７日前までに乙の通知するものとします。
２　甲は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
一　第８条第３項及び第１２条第３項により本契約を解約する場合
二　甲が入院した場合
三　甲に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第２１条（契約者からの契約解除等）
甲は、乙もしくはサービス従事者が以下の事情に該当する行為を行った場合には、未契約を解除することができます。
一　乙もしくはサービス従事者が正当な理由まく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
二　乙もしくはサービス従事者が第１３条に定める守秘義務に違反した場合
三　乙もしくはサービス従事者が故意又は過失により甲もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第２２条（事業者からの契約解除）
乙は、甲が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。
一　甲が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
二　甲による第８条１項から第３項に定めるサービス利用料金の支払いが３ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
三　甲が、故意又は重大な過失により乙もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第２３条（精算）
　第１７条第１項第２号から第５号により本契約が終了した場合において、甲が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他乙に対する義務を負担しているときは、契約終了日から１週間以内に精算するものとします。

第２４条（苦情処理）
　乙は、その提供したサービスに関する甲等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第２５条（協議事項）
　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、乙は甲と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名捺印にうえ、各１通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

甲（利用者様）住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

乙（事業者）住　　所　八代市海士江町 3340-5
事業者名　ヘルパーステーション　椿
代表取締役　山下　佑介　　印